

到達目標

- ①薬物療法（原因療法、対症療法）を説明できる
- ②日本薬局方を説明できる
- ③医薬品の分類を説明できる
- ④毒薬、劇薬および麻薬などの表示と保管を説明できる
- ⑤処方せんの記載事項を概説できる
- ⑥薬物の配合変化を説明できる
- ⑦薬物の保存方法を説明できる

1 薬物療法

薬物を用いて、さまざまな疾病（病気）の治療を行うことを、薬物療法という。薬物療法には、原因（病因）療法と対症療法がある。また、疾病の治療ではないが、健康なときに薬物を投与して発病しないようにする予防療法がある（図2-1）。

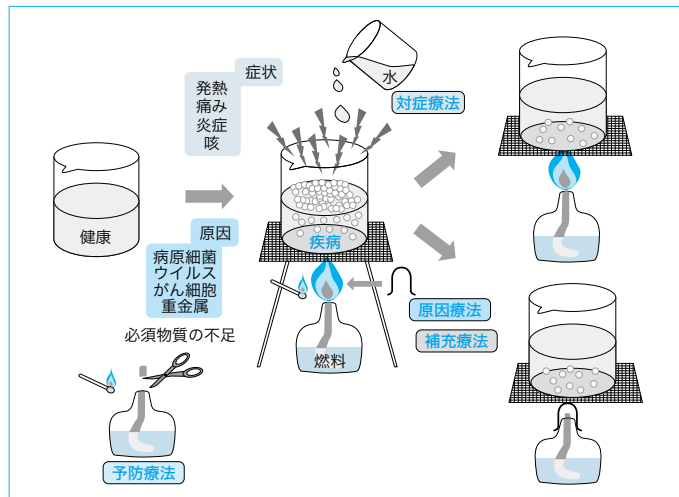


図2-1 疾病と薬物療法の概念

熱する前の水を「健康」、アルコールランプで熱せられて沸騰している湯を「疾病」に例えると、ランプの火は疾病の「原因」で、激しい泡立ちと蒸気は疾病の「症状」とみなすことができる。このとき、火を消さずに差し水で冷ます行為は「対症療法」に、ランプの火を蓋で消す行為は「原因療法」に、あらかじめランプの芯を切っておく行為は「予防療法」に該当する。
（河端 孟、祖父江鎮雄、西村 康、村上秀明 監修：イラストでわかる歯科医学の基礎 第3版、永末書店、p236、2010より改変）

原因療法

原因療法は、疾病の原因を根本的に取り除くことを目的としている。感染症に対する抗菌薬や抗ウイルス薬、がん細胞の増殖を抑制する抗がん薬（抗悪性腫瘍薬）、有害

表2-1 薬物療法に使用されるおもな薬物と対象

薬物療法	薬物	対象
原因療法	抗菌薬、抗ウイルス薬、抗がん薬、解毒薬	患者
補充療法	ホルモン、ビタミン	
対症療法	解熱薬、鎮痛薬、抗炎症薬、鎮咳薬、降圧薬	
予防療法	ワクチン	健康者

物質を生体内で無毒化する解毒薬などがある（表2-1）。

生体の機能維持に必要な物質（ホルモンやビタミンなど）が不足して起こる疾病に対して、それぞれの物質を補充する治療も原因療法に含まれるが、この場合は、特に補充療法という。

対症療法

対症療法は、疾病の原因を取り除くことはできないが、自然治癒の妨げとなる症状を抑えることを目的としている。発熱時に熱を下げる解熱薬、痛みを鎮める鎮痛薬、炎症を抑える抗炎症薬、咳を抑える鎮咳薬など数多くの薬物がある。また、原因が不明の高血圧を降圧薬で治療するのも対症療法である。末期がん患者などにおける激しい疼痛や不安・恐怖などの苦痛を和らげることを目的とした治療を緩和療法という。

予防療法

予防療法には、ワクチンが用いられる。たとえば、インフルエンザ、風疹や、B型肝炎などの感染症を予防するためにワクチンを投与する。

2 医薬品医療機器等法と日本薬局方

医薬品医療機器等法（薬機法）

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の略称で、2014年、「薬事法」から名称変更された（薬機法とも略される）。日本における医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器および再生医療等製品（包括して医薬品等という）の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行う（第1条の抜粋）。

日本薬局方

日本薬局方は、医薬品医療機器等法（41条）に次のように定められている。

日本薬局方の規定（抜粋）

- 一 厚生労働大臣は、医薬品の性状及び品質の適正を図るため、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、日本薬局方を定め、これを公示する。
- 二 厚生労働大臣は、少なくとも10年ごとに日本薬局方の全面にわたって、その改定について薬事・食品衛生審議会に諮問しなくてはならない。

- ・医薬品の性状および品質の適正をはかるため、厚生労働大臣が定めた医薬品の規格基準書である。
- ・医薬品医療機器等法による公定書であり、法的強制力を有する。
- ・改定は、少なくとも10年ごとと規定されている。しかし実際は、科学の進歩、医薬品の開発速度に対応するために、5年ごとに改定されている。